

「京進のほいくえん HOPPA 新浜」運営規程

(施設の名称等)

第1条 株式会社 HOPPA が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 京進のほいくえん HOPPA 新浜
- (2) 所在地 市川市新浜 1-23-13 レジデンスケンビ 101

(施設の目的及び運営の方針)

第2条 京進のほいくえん HOPPA 新浜（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする。

2 当園は、児童福祉法及び保育所保育指針に基づき、子どもの最善の利益を考慮し、利用する乳幼児（以下「園児」という。）が心身共に健やかに育つよう努めるものとする。

3 当園が目指すべき子ども像は、次のとおりとする。

- (1) 豊かな心と体を育んだ健康な子ども
- (2) 意欲的、自立的な子ども
- (3) 正しいことばを学び、美しい礼儀作法を身につけた子ども
- (4) 社会性があり、国際社会へも踏み出していける子ども

4 当園の保育方針は、次のとおりとする。

- (1) 子どもたちの自立を育み、輝きを引き出し、健やかな成長を応援する。個々の発達段階を丁寧に見つめ、ふさわしい援助を心がける。また、子ども自身が持つ、伸びようとする力を大切に育んでいく。
- (2) 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行う。
- (3) 利用乳幼児の属する家庭や地域、様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努める。
- (4) 児童福祉法その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、次に定める数とする。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児） 17人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 10人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 3人

(提供する特定教育・保育等の内容)

第4条 当園は、保育所保育指針に基づき、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

教育・保育給付認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該教育・保育給付認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

- (2) 時間外保育

やむを得ない理由により、教育・保育給付認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第2号に規定する時間外保育を提供する。

尚、土曜日は時間外保育を実施しないものとする。

- (3) 食事の提供

- (4) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 特定教育・保育等の提供に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職員の職務は、児童福祉法、その他の関係法令の定めるところによることとする。

但し、入所する園児数により認可基準の範囲内で変動があるものとするとともに、非常勤職員について常勤換算後の員数とする。

- (1) 施設長 1人

職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用する子どもを全体的に把握し、園務をつかさどる。

- (2) 主任保育士 1人

指導計画の立案や地域の子育て支援活動を行う。

- (3) 常勤保育従事者 4人

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

- (4) 非常勤保育従事者 1人

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務の補佐を行う。

- (5) 看護師 1人

保健計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行うとともに、利用する子どもの健康管理を行う。

- (6) 調理員(栄養士を含む) 2人

献立の作成及び給食及びおやつ等の調理を行う。

- (7) 保育補助 2人

保育に従事し、保育従事者の補助、English time の実施等の業務を行う。

(8) 嘱託医 1 人

利用する子どもの健康診断及び健康管理を行う。

(特定教育・保育等を提供する日)

第 6 条 特定教育・保育等を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び祝祭日を除く。

(特定教育・保育等を提供する時間)

第 7 条 特定教育・保育等を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7 時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7 時から 7 時 30 分まで及び 18 時 30 分から 20 時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8 時 30 分から 16 時 30 分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7 時から 8 時 30 分まで及び 16 時 30 分から 20 時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第 8 条 当園の特定教育・保育を利用した園児の保護者は、その教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担額（保育料）を支払うものとする。

2 園児の保護者は、特定教育・保育に要する物品又はサービスに係る実費相当額を負担するため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支払うものとする。ただし、当該物品又はサービスが不要である特別な理由がある場合を除く。

◆文房具代（教具・教材費用として）・帽子代（2 歳児以降）卒園アルバム代（5 歳児）・補食代（19 時以降延長保育利用の場合選択制）等、実費徴収に関しては重要事項説明書に基づく。

(利用の開始に関する事項)

第 9 条 当園は、第 7 条の規定にかかわらず、特定教育・保育等の提供を開始した日から 1 週間を目安に、園児の状態に合わせ保育時間を調整する、慣らし保育を行うものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園は、次の各号のいずれかに該当する場合に、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 園児の保護者が、居住する市町村による教育・保育給付認定（2号認定又は3号認定に限る。）を有しなくなったとき
- (3) 園児の欠席期間が2ヶ月を超えたとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

（緊急時における対応方法）

第11条 当園は、特定教育・保育等の提供時に、園児に体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、園児の保護者に連絡するとともに、次に掲げる嘱託医又は園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- (1) ふるや内科クリニック
 - (2) 小原歯科医院
- 2 当園は、特定教育・保育等の提供により事故が発生した場合は、市川市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 当園は、園児に対する特定教育・保育等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第12条 当園は、非常災害に備えて消防計画等を作成し、毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

- 2 当園の緊急時避難場所は、南新浜小学校（市川市新浜 1-26-1）とする。

（虐待の防止のための措置）

第13条 当園は、保育士、看護師等が日々の保育の中で園児の身体及び様子の変化を早期に発見し、速やかに園長に報告等ができるよう、関係職員への指導その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 当園は、虐待が疑われる状況があった場合には、市川市子ども虐待対応マニュアルに基づく措置を講じるものとする。

（苦情への対応）

第14条 当園は、特定教育・保育等に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、次の各号に掲げる苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- (1) 相談・苦情受付担当

- (2) 相談・苦情受付責任者
- (3) 第三者委員

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(改訂 平成 31 年 4 月 1 日)

(改訂 令和 2 年 4 月 1 日)

(改訂 令和 5 年 2 月 1 日)

(改訂 令和 7 年 4 月 1 日)